

# 出生

に関連するおもな手続き

支 マークのあるものは、支所で、  
支・出 マークのあるものは支所・出張所でも受付しています。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの等	該当	受付窓口	受付済
----------------------------------------	-----	--------	----	------	-----

妊娠したとき	母子健康手帳の交付を受ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関発行の「妊娠届出書」</li> <li>マイナンバーが分かるもの</li> <li>マイナンバーカードや免許証などの本人確認書類</li> </ul> ※本人の来庁が難しい時は妊娠届出書の「委任状」欄に記載してご家族がお越しください。(妊婦のマイナンバーがわかるものと代理人の本人確認書類)		こども家庭課 (あいぱーく光窓口9) 0833-74-1108	
--------	---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------	--

## 住所 戸籍

お子さんが生まれた方	お子さんの住民登録 ※他市で出生届を出された場合、受理した市区町村から通知がありますので、改めての手続きは必要ありません。 マイナンバーカードの申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生証明書つき出生届</li> <li>住民票が必要な場合は、来られる方(親)のマイナンバーカード又は免許証などの本人確認書類</li> </ul>		市民課 (本庁 1 階窓口 1) 0833-72-1421 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">支・出</div>	
→お子さんのマイナンバーカード申請 ※出生届出時にマイナンバーカードの申請をしない場合は、約 1 か月後に個人番号(マイナンバー)の通知が郵送されます。 その後マイナンバーカードの申請をされる場合は、別途ご自身で手続きをする必要があります。	※出生届出と同時に申請される場合は、約 1 週間後にカードが簡易書留で届きます。 ※里帰り先に送付希望の場合や、申請の混雑状況により、2~3 週間かかることもあります。				
母子健康手帳への出生証明	出生届出されたことを証明するもの	母子健康手帳			

## 保 険

お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	世帯主のマイナンバーが分かるもの		市民課 (本庁 1 階窓口 2) 0833-72-1426 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">支・出</div>	
→出産した方が国民健康保険の方	「出産育児一時金」の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認書、資格情報のお知らせ等保険資格が確認できるもの</li> <li>世帯主の口座番号がわかるもの</li> </ul> <病院でもらった次の 2 点> <ul style="list-style-type: none"> <li>出産費用の領収・明細書の写し</li> <li>直接支払制度に係る合意文書</li> </ul>		市民課 (本庁 1 階窓口 2) 0833-72-1426 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">支</div>	
① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が 50 万円(※2)に満たなかった方 ② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方					
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください。	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度  
 ※2 出産費用が支給額(50万円)を上回った場合、手続きは不要です。

## こども

児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請(出生の翌日から起算して 15 日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母のマイナンバーが分かるもの</li> <li>請求者の通帳又はカード</li> <li>請求者の健康保険の資格が確認できるもの ※2 人目以降は、請求者の健康保険の資格が確認できるもののみで申請できます。</li> </ul>		こども政策課 (あいぱーく光窓口 8) 0833-74-3009	
乳幼児医療費助成を申請する方	乳幼児医療費助成の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>お子様の健康保険の資格が確認できるもの</li> <li>父母のマイナンバーが分かるもの</li> </ul> ※転入 1 年以内の方は、父母本人の署名による情報連携同意書、又は前住所地が発行する課税の状況が記載された書類が必要な場合があります。			
ひとり親家庭等に該当する方	ひとり親家庭医療費助成の申請	※受付窓口でご相談ください。			
	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。		こども家庭課 (あいぱーく光窓口 9) 0833-74-3006	
低体重(2500g 未満)のお子さんが生まれた方	低体重児出生届	<ul style="list-style-type: none"> <li>低体重児出生届(母子健康手帳に同封されています。)</li> <li>母と子のマイナンバーが分かるもの</li> </ul>		こども家庭課 (あいぱーく光窓口 9) 0833-74-1108	

## その他

市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	世帯全員の住民票		建築住宅課 (本庁 2 階) 0833-72-1566	
井戸水で下水道を使用されている方	下水道の使用人数の変更	手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。		下水道課 (本庁 1 階窓口 12) 0833-72-1473	



## 光市役所

〒743-8501  
山口県光市中央六丁目1番1号

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分

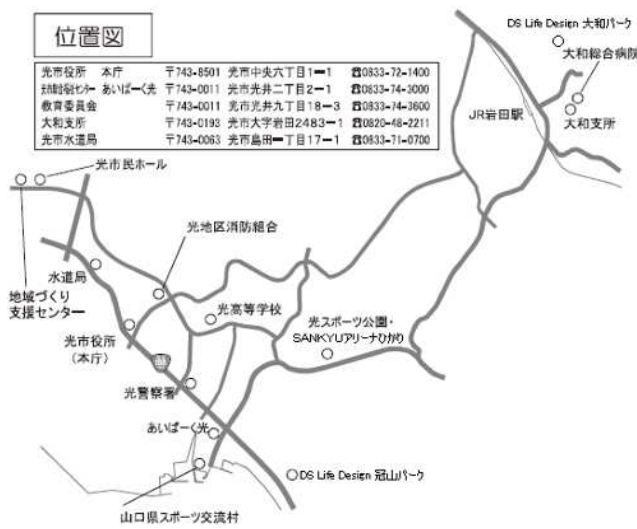
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。)

光市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

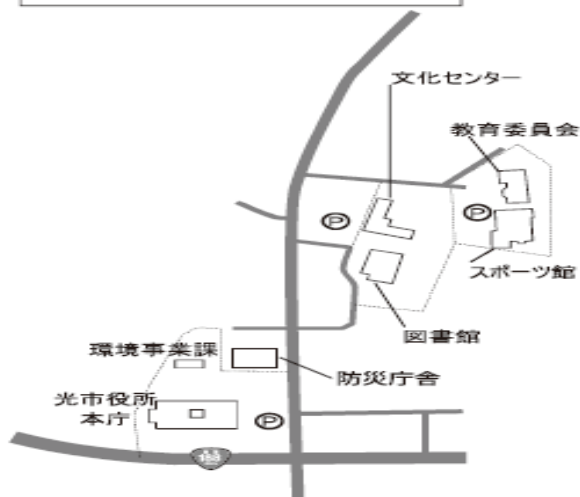
# 手続きチェックシート 出生

## ご誕生おめでとうございます。

忘れずにお持ちください。



光市役所周辺図



## 出生届

お子さまが生まれたら14日以内に届出をしてください。

提出先 **本庁1階市民課又は大和支所住民福祉課、各出張所**

### 《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した**出生証明書付き出生届**  
※病院等でもらった出生証明書の左半分が出生届になりますので、生まれた子の父又は母が記入してください。
- ・**母子健康手帳**

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。

本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

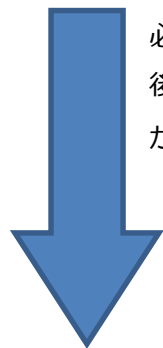
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。



代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、委任状等により手続きの対象となる方との関係を確認します。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。